

宮代町空き家等買取事業に関する協定の締結について

1. 報告

令和8年3月13日（金）、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部（以下、「宅建協会」という。）と「宮代町空き家等買取事業に関する協定」を締結しました。

2. 協定の目的

町内に所在する著しく老朽している空き家や、建築基準法上制限がある空き家など、通常の市場流通に支障が生じている空き家等（以下、訳あり不動産と明記。）について、宅建協会が買い取ることで、訳あり不動産所有者等の負担軽減と訳あり不動産の流通促進を図ることを目的としています。

宅建協会は、買い取った訳あり不動産について、必要に応じて解体や修繕、リフォーム等を実施し、その後、住宅用地や住宅として市場へ流通させることにより、空き家の再生と地域の活性化及び地域環境の保全を推進するものになります。

3. 協定締結の概要

- ◆協 定 名 宮代町空き家等買取事業に関する協定
- ◆締 結 日 令和8年3月13日（金）
- ◆協定締結先 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉支部



左から、宅建協会 理事「大木良一様」、支部長「三城貴広様」、宮代町長 新井康之、専務理事「小山寿行様」